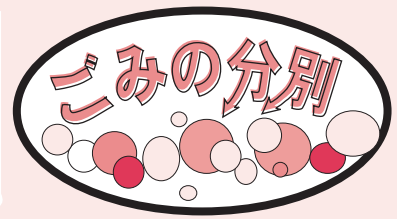


アウトドアの季節です！  
 使えなくなったゴムボートやテントをごみに出そうとしている方、分別は大丈夫ですか？  
 下表のとおり、ごみの分別を正しく行ってください。



品目	素材・大きさ・用途		分別区分	出し方
浮き輪	ビニール製		燃やせないごみ	市指定収集袋（黄色）
エアープンプ	プラスチック製		燃やせないごみ	市指定収集袋（黄色）
クーラーボックス	50cm 未満		燃やせないごみ	市指定収集袋（黄色）
	50cm 以上		粗大ごみ	収集予約・持込
サーフボード			粗大ごみ	収集予約・持込
サマーベッド	金属製		粗大ごみ	収集予約・持込
サンオイル・日焼け止めの容器			容プラ（資源B）	洗ってからレジ袋に入れる
	洗うのが困難なもの		燃やせるごみ	市指定収集袋（青色）
サンダル			燃やせるごみ	市指定収集袋（青色）
水中めがね・ゴーグル			燃やせないごみ	市指定収集袋（黄色）
ビート板	発泡ウレタン製		燃やせないごみ	市指定収集袋（黄色）
ビーチパラソル			粗大ごみ	収集予約・持込
水着			燃やせるごみ	市指定収集袋（青色）
ボート	ビニール製		燃やせないごみ	市指定収集袋（黄色）
釣り竿（たたんで）	50cm 未満	竹製・木製	燃やせるごみ	市指定収集袋（青色）
		その他	燃やせないごみ	市指定収集袋（黄色）
	50cm 以上		粗大ごみ	収集予約・持込
幼児用プール	ビニール製		燃やせないごみ	市指定収集袋（黄色）
テント（ケースに入れて）	50cm 未満		燃やせないごみ	市指定収集袋（黄色）
	50cm 以上		粗大ごみ	収集予約・持込
寝袋（たたんで）	50cm 未満		燃やせないごみ	市指定収集袋（黄色）
	50cm 以上		粗大ごみ	収集予約・持込
虫かご	金属製・プラスチック製		燃やせないごみ	市指定収集袋（黄色）
虫取り網	50cm 未満		燃やせないごみ	市指定収集袋（黄色）
	50cm 以上		粗大ごみ	収集予約・持込
麦わら帽子			燃やせるごみ	市指定収集袋（青色）
レジャーシート（たたんで）	50cm 未満		燃やせないごみ	市指定収集袋（黄色）
	50cm 以上		粗大ごみ	収集予約・持込

海

山

キャンプ

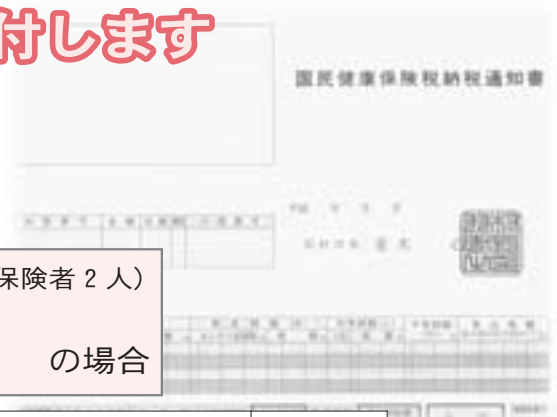
シーズンのごみ（用品）

\*その他、分別がわからない物はお問い合わせください。

問合せ 生活環境課生活環境係

# 国民健康保険 納税通知書を送付します

平成 17 年度国民健康保険納税通知書を送付します。  
納め忘れのないよう、ご協力ください。



## ■納税額の計算方法をご紹介します（例）

- 国民健康保険加入者 4 人（うち、介護保険第 2 号被保険者 2 人）
  - 事業所得 300 万円（平成 16 年中）
  - 固定資産税額 5 万円（平成 17 年中）
- の場合**

医療分の保険税	所得割額	(所得 300 万円 - 基礎控除額 33 万円) × 所得割率 4.8%	128,160 円
	資産割額	固定資産税額 5 万円 × 資産割率 20%	10,000 円
	均等割額	15,000 円 × 4 人	60,000 円
	平等割額	6,500 円 (1 世帯につき)	6,500 円
	医療分の保険税額合計 (100 円未満切捨て) … ①		204,600 円
介護分の保険税	所得割額	(所得 300 万円 - 基礎控除額 33 万円) × 所得割率 0.84%	22,428 円
	資産割額	固定資産税額 5 万円 × 資産割率 2.5%	1,250 円
	均等割額	5,800 円 × 2 人	11,600 円
	平等割額	2,000 円 (1 世帯につき)	2,000 円
	医療分の保険税額合計 (100 円未満切捨て) … ②		37,200 円

平成 17 年度国民健康保険税 (①+②) ————— 241,800 円

## 老人保健の医療受給者証をお持ちの方へ

平成 17 年度の市民税課税所得（平成 16 年中の所得）によって一部負担金の割合が変更する方に、新しい医療受給者証を 7 月末日までにお送りします。変更前の医療受給者証は保険年金課へ返却してください（一部負担金の割合が変更にならない方は、現在お持ちの「老人保健医療受給者証」を引き続きお使いください）。

※老人保健法施行令の一部改正により一部負担金が 2 割となる対象の方の所得額（住民税課税所得）が変更されました。

**改正後** 145 万円以上（改正前 124 万円以上）

■一部負担金の割合が 2 割でも、次のいずれかに該当する方は、申請により割合が 1 割になる場合があります。

- ① 本人の年収が 484 万円未満の方（同一世帯で 70 歳以上の方が本人のみの場合）
- ② 同一世帯に属する 70 歳以上の方、または老人保健対象者が 2 人以上いる世帯で、世帯の年収の合計が 621 万円未満の方

**申請に必要なもの** 印鑑／平成 16 年中の収入が分かる書類（確定申告の控えなど）／医療受給者証

## 国民健康保険高齢受給者証を更新します

国民健康保険高齢受給者証は、7 月末で期限が切れます。7 月末日までに、対象の方に新しい「国民健康保険高齢受給者証」を送付します。

**対象** 昭和 7 年 10 月 1 日から昭和 10 年 7 月 1 日生まれの方で、老人保健医療の対象でない方  
※新しい「国民健康保険高齢受給者証」は、平成 17 年度の市民税課税所得（平成 16 年中の所得）により、一部負担金（自己負担）の割合が 1 割または 2 割となります。現在、高齢受給者証をお持ちの方で、一部負担金の割合が変更になる場合があります（老人保健法の改正に準じて国民健康保険法施行令が改正され、2 割負担となる基準は、本人の住民税課税所得が 145 万円以上となりました）。

※一部負担金割合が 2 割の方でも、申請により 1 割負担になる場合があります。収入の条件は「老人保健医療受給者証」と同様です。

※有効期限切れの「高齢受給者証」は保険年金課へ返却してください。

問合せ 保険年金課保険係

## 障害者の各種手当のご案内

障害がある方にさまざまな手当を支給しています。手当の種類や対象などをご案内します。

※詳しくは、障害福祉課へお問い合わせください。

問合せ 障害福祉課障害福祉係

手当の種類	対象	手続きに必要なもの
特別障害者手当 (26,520円/月)	20歳以上で、身体または精神に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態(身体障害者手帳1・2級程度、愛の手帳1・2度程度の障害が重複、またはこれらと同程度の疾病または、精神の障害)にある方。 所得制限あり。	診断書・戸籍抄本・ 口座番号・印鑑
障害児福祉手当 (14,430円/月)	20歳未満の児童で、身体または精神に重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態(身体障害者手帳1級程度、愛の手帳1度程度、またはこれらと同程度の疾病、または精神の障害)にある方。 所得制限あり。	診断書・戸籍抄本・ 口座番号・印鑑
重度心身障害者手当 (60,000円/月)	重度の知的障害で、著しい精神症状などのため、常時複雑な介護を必要とする方。 重度の知的障害と重度の身体障害が重複している方。 重度の肢体不自由者で、両上肢・両下肢とも機能が失われ座っていることが困難な程度以上の障害のある方。 所得制限あり。	住民票・印鑑
心身障害者福祉手当 (都からの手当) (15,500円/月)	20歳以上の在宅の方で、身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度をお持ちの方、脳性マヒ、進行性筋萎縮症の方。 所得制限あり。 障害者となった年齢が65歳以上の方、施設に入所している方は受けられません。	身体障害者手帳 または愛の手帳・ 印鑑・口座番号
心身障害者福祉手当 (市からの手当) (12,000円/月)	20歳以上の在宅の方で、身体障害者手帳3・4級、愛の手帳4度をお持ちの方。 所得制限あり。 障害者となった年齢が65歳以上の方。施設に入所している方は受けられません。	身体障害者手帳 または愛の手帳・ 印鑑・口座番号
難病患者福祉手当 (7,500円/月)	市が定める特殊疾病の認定を受けた方。	難病(都)医療券・ 印鑑・口座番号

### 東京都議会議員選挙

#### ■投票日

7月3日(日)午前7時～午後8時  
市内10投票所

#### ■開票

7月3日(日)午後9時～  
スポーツセンター

### ■期日前投票受付中

投票日当日、仕事などで投票所に行けない方はご利用ください。

日時 7月2日(土)までの午前8時30分～午後8時

会場 市役所2階203会議室

持ち物 入場整理券

問合せ 選挙管理委員会

### 悪質業者に注意!

悪質なりフォーム工事などの被害に遭わないためには…

●悪質業者は親切なふりをして近づいてくる場合も…

\*「無料」という言葉には要注意!

●業者が訪ねてきたら、身元を確認し、身近な人に相談を。

\*工事が必要なときでも、内容と費用を確認し、複数の業者と比較検討を。契約は急がずに!

●訪問販売で契約をした場合、工事開始後でも、クーリングオフ

有効期間内であれば無条件解約

ができます。

相談・問合せ 消費生活センター

☎ 555-1111

# 福祉



**第1号被保険者（65歳以上）の方に介護保険料納入通知書を送付します**

介護保険では、介護が必要な方を国民みんなで支えるために、40歳以上のすべての方に保険料を納めていただくことになっていきます。40歳から64歳までの方は、加入されている医療保険（国民健康保険や社会保険など）に介護保険分も合わせて納入していただいています。

■65歳以上の方はそれぞれ納付方法が異なります。

○年金を受給されている方は、原則として年金から天引きされます。

○年金を受給されていない方や平成17年度中に65歳になられる方は、市が送付する納付書で納付してください。

○年金を受給されている方のうち平成16年度中に65歳になられた方は、年度の前半は市が送付する納付書による納付、年度の後半は年金から天引きされます。

○年度途中に転入された方、市民税の額が変更された方、年金の額が月額1万5000円に満たない方、年金が差し止められている方などは納付書で納付してください。

※遺族年金・障害年金などからは、介護

保険料の天引きをしていません。

## 65歳以上の方の保険料の額（平成17年度）

段階	対象	年額
第1段階	生活保護受給者、または老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の方	17,200円
第2段階	世帯全員が市民税非課税の方	25,800円
第3段階	本人が市民税非課税の方（世帯に市民税課税の方がいる場合）	34,400円
第4段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が200万円未満の方	43,000円
第5段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が200万円以上の方	51,600円

問合せ 高齢福祉介護課介護係

## 介護予防健診おたっしや21

21項目の質問に答えることで、危険な老化の兆しがないかどうかを、調べてみませんか？問診と簡単な体力測定と軽い体操を行います。

日時 7月15日(金)午後2時～(2時間程度)

会場 福祉センター(栄町1-18-1)  
対象 おおむね60歳以上の方

定員 30人程度(先着順)

※当日、午後2時までに動きやすい服装で、直接会場へお越しください。

## 今後の開催予定

●8月2日(火)午後2時～(いこいの里)  
問合せ 在宅介護支援センター ☎57917785

## 7月は「社会を明るくする運動」強調月間です

「社会を明るくする運動」は、全ての国民が犯罪や非行の防止と、罪を犯した人や非行に陥った少年たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。期間中、「社会を明るくする運動」実施委員会構成団体の皆さんが「更生保護の日」である7月1日をはじめとして、さまざまな活動を行います。皆さんのご参加とご協力をお願いします。

## ■駅頭広報活動

日時 7月1日(金)午前8時～9時

会場 羽村駅、小作駅

## ■市内巡回広報活動

日時 7月13日(水)、7月20日(水)

会場 市内全域

## ■「社会を明るくする運動」西多摩大会

日時 7月27日(水)

会場 青梅市福祉センター

## ■広報ビデオ上映会

『w a k e T o g e t h e r i i t s j o y に歩いていこう』

日時 7月29日(金)午後3時～

会場 福祉センター

問合せ 社会福祉課庶務係

## 子育て



## 7月のおしゃべり場

テーマ 遊び方

◇中央児童館 7月14日(木)

◇西児童館 7月8日(金)

◇東児童館 7月19日(火)

※いずれも時間は午前10時～11時30分  
申込み・問合せ 電話で子ども家庭支援センターへ(当日参加も可)

☎57812882

## 審議会等の傍聴



## 羽村市使用料等審議会

日時 7月8日(金)午後2時～

会場 市役所4階特別会議室

定員 10人(希望者多数の場合は抽選)

※当日、直接会場へお越しください。

問合せ 財政課財政担当